

平成25年度滋賀県環境審議会（総会）

各部会の活動概要

<環境企画部会>

- 総会および環境企画部会の活動概要【資料3-1】 3

【参考資料】

- 資料3-1-1 滋賀県環境影響評価条例の改正について
 資料3-1-2 第三次滋賀県環境総合計画の改定について
 資料3-1-3 滋賀県における今後の環境学習のあり方検討の状況について

<温暖化対策部会>

- 温暖化対策部会の活動概要【資料3-2】 11

【参考資料】

- 資料3-2-1 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2010年度（平成22年度））について

<水・土壌・大気部会>

- 水・土壌・大気部会の活動概要【資料3-3】 21

【参考資料】

- 資料3-3-1 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の概要

<廃棄物部会>

- 廃棄物部会の活動概要【資料3-4】 25

【参考資料】

- 資料3-4-1 旧RD最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画（変更案）に対する意見について

<自然環境部会>

- 自然環境部会の活動概要【資料3-5】 29

【参考資料】

- 資料3-5-1 指定外来種・指定希少野生動植物種の追加指定

<温泉部会>

- 温泉部会の活動概要【資料3-6】 33

<琵琶湖総合保全部会>

- 琵琶湖総合保全部会の活動概要【資料3-7】 35

【参考資料】

- 資料3-7-1 今後の進め方について

総会および環境企画部会の活動概要

1 平成24年度の部会等開催状況

年月日	議 事 等	参考資料
平成24年6月6日 (総会)	<ul style="list-style-type: none"> ○滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について ○所属部会の指名について ○1,4-ジオキサンに係る排水基準のあり方について(諮問) ○滋賀県環境影響評価条例の改正について(諮問) ○環境審議会各部会の活動概要について(報告) 	
平成24年9月4日 (環境企画部会)	<ul style="list-style-type: none"> ○滋賀県環境影響評価条例の改正について(第1回審議) ○滋賀県環境学習推進計画(第2次)の進行管理について 	
平成24年10月16日 (環境企画部会)	<ul style="list-style-type: none"> ○滋賀県環境影響評価条例の改正について(第2回審議) ○滋賀県における今後の環境学習のあり方について ○第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について 	資料3-1-1
平成24年12月25日 (環境企画部会「滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会」)	<ul style="list-style-type: none"> ○滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会について ○環境学習の現状と課題について 	
平成25年2月12日 (環境企画部会「滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会」)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回小委員会において挙げられた論点について ○滋賀県における今後の環境学習のあり方について 	
平成25年3月21日 (環境企画部会)	<ul style="list-style-type: none"> ○第三次滋賀県環境総合計画の改定について ○滋賀県における今後の環境学習のあり方について 	資料3-1-2 資料3-1-3

2 平成25年度の部会等審議予定

(総会)

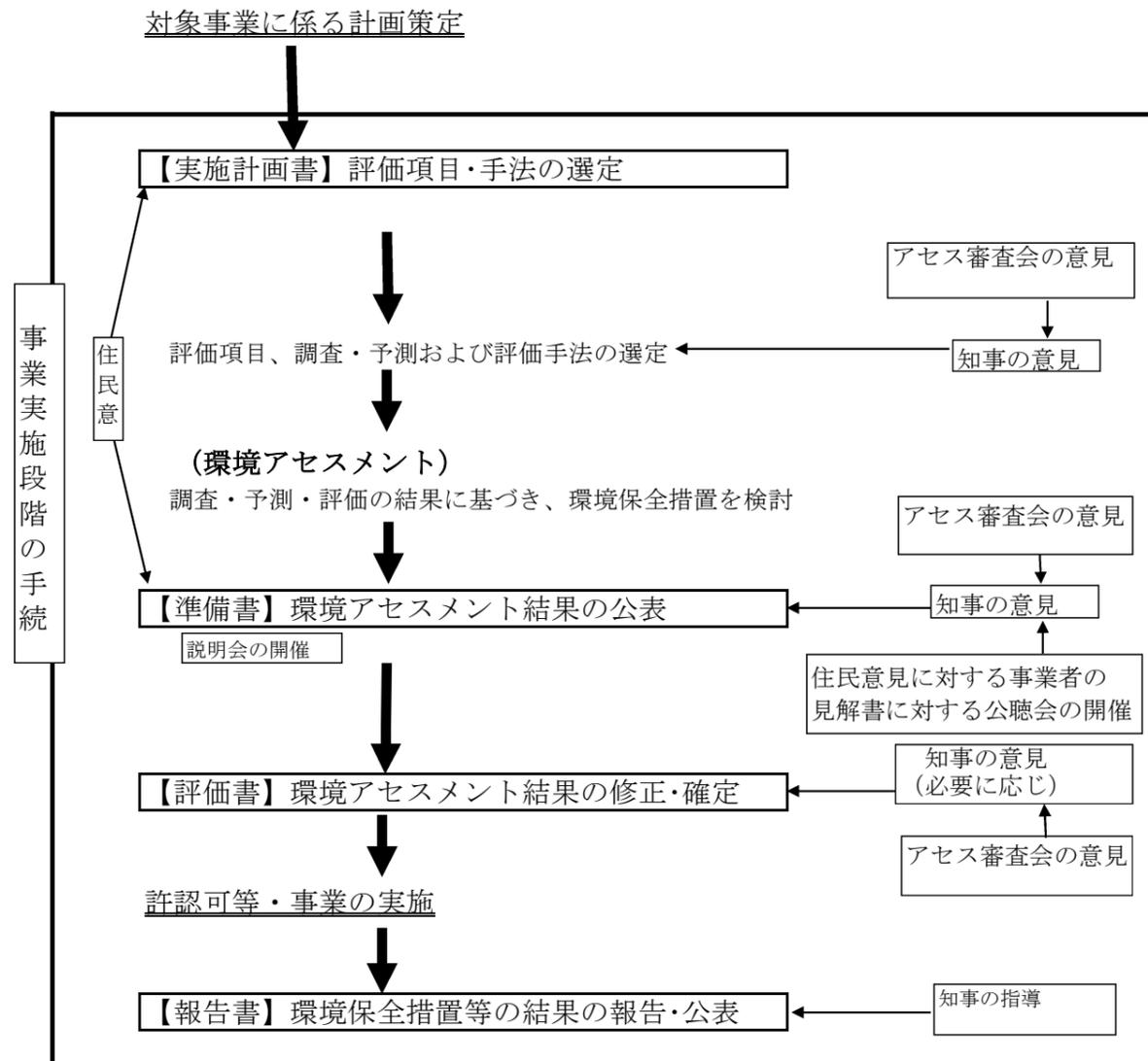
- 環境審議会各部会の活動概要について（平成25年7月5日開催）

(環境企画部会)

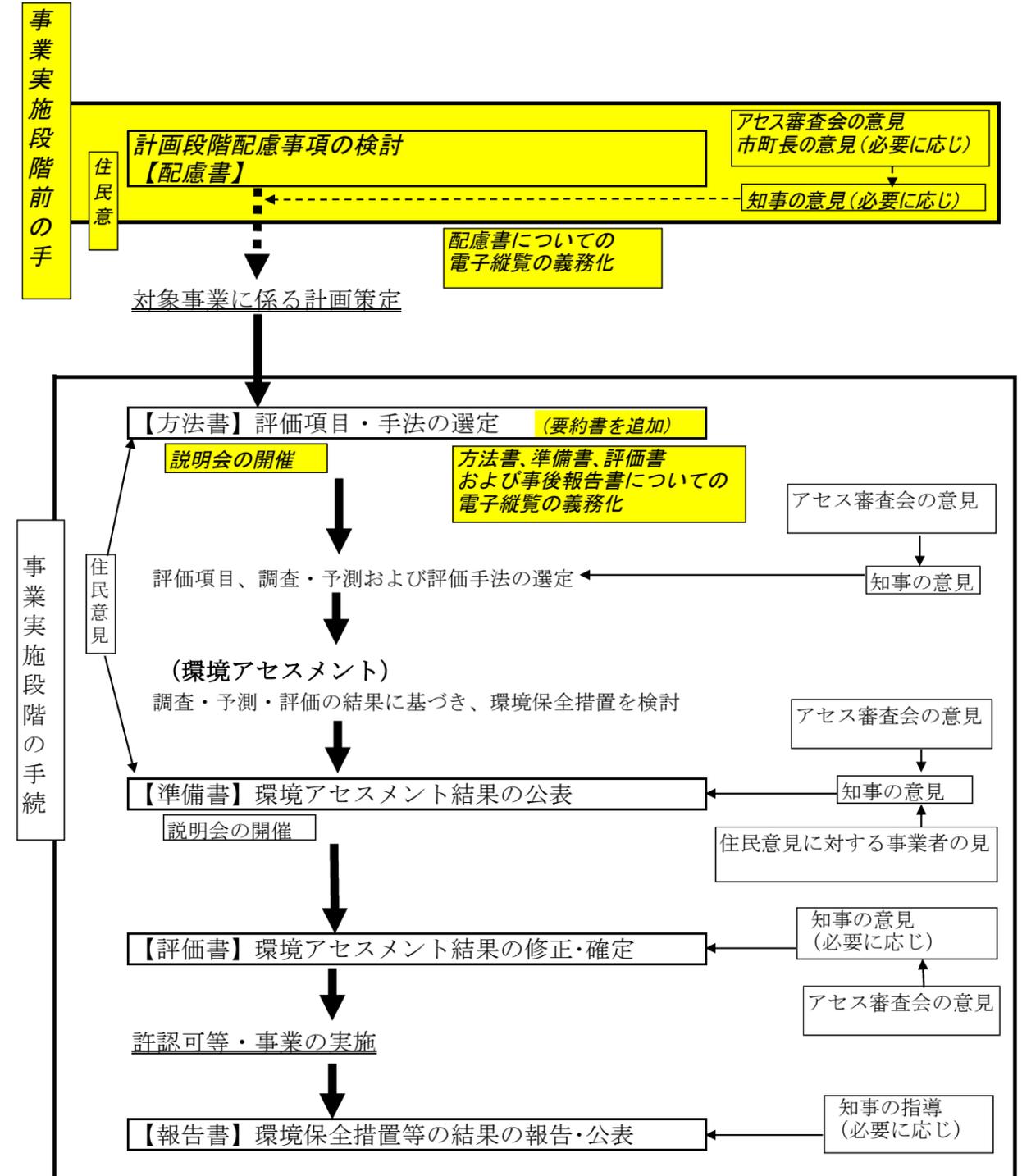
- 第三次滋賀県環境総合計画の改定について
- 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について
- 滋賀県における今後の環境学習のあり方について
- 滋賀県環境学習推進計画（第2次）の進行管理について
- ※ 上記事案について、平成25年度中に6回程度開催予定
（「滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会」の開催含む）

滋賀県環境影響評価条例の改正 (H25. 3. 29公布) について

(改正前) 環境影響評価条例 手続フロー



(改正後) 環境影響評価条例 手続フロー



条例改正の
主な項目
施行 H26. 4. 1~
配慮書の導入

施行 H25. 4. 1~
方法書における
説明会の開催・
要約書の追加
電子縦覧の

第三次滋賀県環境総合計画の改定について

1 滋賀県環境総合計画の策定の根拠・趣旨

県では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき「滋賀県環境総合計画」を平成9年10月に策定、平成16年3月に「新滋賀県環境総合計画」として、平成21年12月には「第三次滋賀県環境総合計画」(現行計画)として、それぞれ改定された。

2 第三次滋賀県環境総合計画の改定について

現行計画では、平成19年(2007年)12月に策定された県の最上位計画である「滋賀県基本構想」や、平成20年(2008年)3月に策定された「持続可能な滋賀社会ビジョン」を踏まえつつ、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」の2つの長期目標を掲げている。(資料参照)

また、平成21年度(2009年度)～平成25年度(2013年度)まで5年間に講じるべき施策の基本方向を示しており、平成25年度末で計画期間が終了することとなる。

このため、今後の滋賀県の環境施策のさらなる実効性を高めるため、社会・経済等の様々な情勢の変化に対応し、現行計画の点検・評価を踏まえた上で、平成26年3月の改定を目指して作業を行う。

3 現行計画策定以降の主な動き(平成21年度以降)

【滋賀県における動き】

- ◇滋賀県基本構想「未来を拓く8つの扉」の策定(平成23年度)
- ◇滋賀県低炭素社会づくり推進に関する条例の制定(平成23年度)
- ◇滋賀県低炭素社会づくり推進計画(平成23年度)
- ◇マザーレイク21計画(第2期改定版)の策定(平成23年度)

【関西および日本国内の動き】

- ◇関西広域連合の発足(平成22年度):広域環境保全局の事務局を滋賀県が担当
- ◇3.11東日本大震災の発生および原発の事故(平成22年度)
- ◇電力逼迫に伴う節電行動～関西広域連合および滋賀県での取組(平成23・24年度)
- ◇国の第四次環境基本計画の策定(平成24年度)

【世界の動き】

- ◇生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の名古屋開催(平成22年度)
- ◇国連持続可能な開発会議(リオ+20(平成24年度))

4 時代の潮流や国内外の動きから見えるキーワード

【低炭素社会の実現に関係するキーワード】

持続可能社会の進展、再生可能エネルギーの推進、グリーンイノベーションの推進、社会経済のグリーン化、省エネルギーへの関心(節電行動)、省エネ型ライフスタイルへの転換

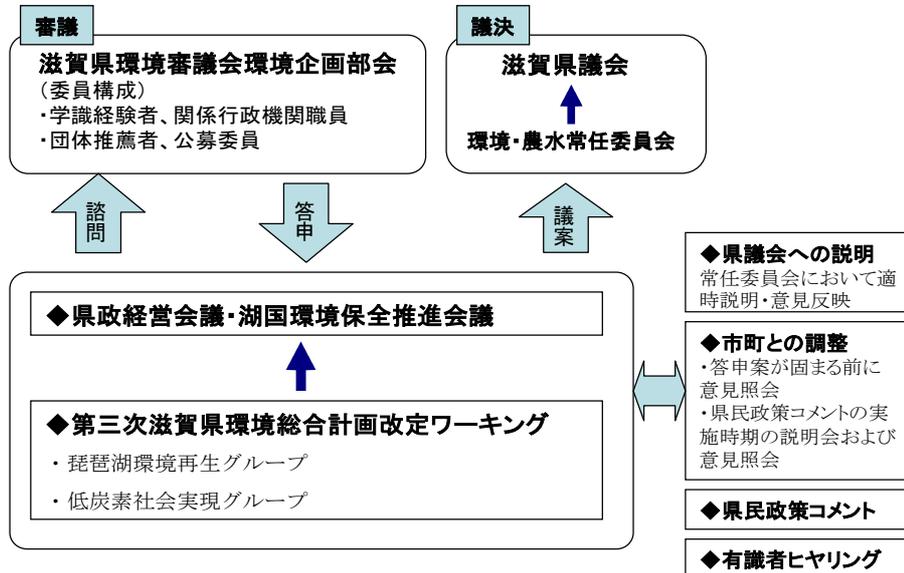
【琵琶湖環境の再生に関するキーワード】

水草の異常繁茂、難分解性有機物、生物多様性保全、ESD(持続可能な開発のための教育)、地産地消への関心の高まり、安全・安心への関心、環境リスクコミュニケーション、助け合い・支え合い、つながりや絆

5 スケジュール(予定)

- 平成25年 3月 環境審議会に諮問(環境企画部会にて4回程度の審議)
- 平成25年10月 環境審議会から答申
- 平成25年11月 県民政策コメント実施
- 平成26年 2月 県議会で議案提出

6 検討の進め方



7 環境企画部会での主な意見

- ・「次世代、未来世代に負の遺産を継承しない。」というような持続可能性を検討すべき。
- ・環境教育においては、「自然とはこういうものだ」などといったことだけでなく、もっと基本的な環境哲学的な「人はどうやって生きるべきか」などといった広い意味での環境教育が重要。
- ・県民個人の意識が非常に高いというデータは出ている一方で、それをどう行動につなげればよいか分からないという状況にある。このギャップをどうやって縮めていくのかが次の議論になる。
- ・「低炭素社会の実現」・「琵琶湖環境の再生」が、今の計画の2大目標になっているが、琵琶湖環境というキーワードを外すわけにはいかないというのは、理解できるが、この2つの目標だけでいいのか疑問はある。

滋賀県における今後の環境学習のあり方について

1) 検討の背景

・東日本大震災による意識変化

- ・人と人とのつながり、地域とのつながりの大切さを改めて認識
- ・節電をはじめとした環境配慮型ライフスタイルへの関心の高まり

・滋賀の状況

- ・マザーレイク 21 計画（第 2 期）や低炭素社会づくり推進計画等、重要計画の策定

・国際社会の動向（ESD 推進）等を踏まえた環境教育促進法改正

<法改正の背景>

持続可能な開発のための教育
(ESD)の 10 年に係る取組

行政・企業・民間団体と
の協働の重要性

学校における環境教育
の関心の高まり

<法改正の主な内容>

- ・基本理念等の充実
- ・学校教育における環境教育の充実
- ・環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進
- ・地方自治体による推進枠組みの具体化
- ・自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入
- ・環境教育等の基盤強化 等

2) 検討の状況

■ 滋賀県環境審議会環境企画部会（諮問）(H24. 10. 16)

- 「滋賀県における今後の環境学習のあり方検討小委員会」の設置
- 滋賀県の環境学習の状況について

□ 第 1 回小委員会 (H24. 12. 25)

- 現状把握・課題抽出

□ 第 2 回小委員会 (H25. 2. 12)

- 論点整理・検討まとめイメージの共有

■ 滋賀県環境審議会環境企画部会への中間報告 (H25. 3. 21)

- 小委員会における検討まとめイメージの報告

□ 第 3 回小委員会 (H25. 4. 23)

- 検討まとめの骨子案について議論

□ 第 4 回小委員会 (H25. 5. 28)

- 検討まとめの素案について議論

(6 月) ○ 市町への意見照会、環境学習関係者へのヒアリング

(7 月) ■ 滋賀県環境審議会環境企画部会

- 検討まとめの骨子案・素案について

□ 第 5 回小委員会

- 検討まとめの案について

(8 月頃)

■ 滋賀県環境審議会環境企画部会

- 検討まとめ（答申案）について



滋賀県環境総合計画へ
の反映(H25 年度)

滋賀県環境学習推進計画
への反映(H27 年度)

滋賀県における今後の環境学習のあり方について(小委員会中間まとめ概要)

1. はじめに

<p>検討の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災による意識変化 マザー・レイク21計画や低炭素社会づくり推進計画等、重要計画の策定 国際社会の動向(ESD推進)等を踏まえた環境教育促進法改正 	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境問題の深刻化、多様化 人や自然とのつながりの希薄化 等
<p>方向</p> <p>人と人、自然のつながりに思いをさせ、ESDの枠組みから環境学習を捉え直し、持続可能な社会づくりを目指す学習へ</p>	<p>目指す社会</p> <p>琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会</p>

2. 滋賀の環境学習のめざすもの

人づくり、その先の社会づくりへ

気づく、学ぶ、考える、行動するといった人づくり(人材育成)によって、行動する、つながる、解決するといった持続可能な社会づくりを進めていく

滋賀らしさ

過去から受け継がれてきた琵琶湖の自然や県民の環境意識を未来につなぐために、地球規模の視点から世界や世界の人々とのつながりを意識しつつ、環境問題とその解決を自分ごととして捉え、身近なことから行動できる人づくりを通じて持続可能な社会を実現する

■ 環境学習のイメージ

3. 滋賀の環境学習で何が大切なもの

<p>「実践」をより意識した取り組み</p>	<p>自然体験学習 + 課題解決型学習に重点を置き、人々を具体的な行動に導く</p>			
<p>「つながり」を意識し深める</p> <p>世代のつながりは環境学習の原点として意識しつつ</p>	<p>場のつながり</p> <p>・自然の場、生活の場、教育の場、社会の場など相互につながりをもたせながら、生涯を通じてそれぞれのライフステージに応じた学びや実践を行っていくこと</p>	<p>人と人のつながり</p> <p>・人と人とのつながりの中から生まれる信頼感や仲間意識は行動の大きな原動力であり、人づくりのプロセスの中で人と人とのつながりを深めること</p>	<p>課題のつながり</p> <p>・問題を地球規模の視点から分野横断的に総合的に捉えていくと同時に、その学びを実践の活動にいかしていくこと</p>	<p>主体のつながり</p> <p>・滋賀に関わる全ての主体が環境問題の解決を自分ごととして捉えて、協働・連携していくこと</p>

4. 滋賀の環境学習を推進するために

【展開】 → 実践とつながりの観点から、個人でできること、それを支援するためにできること、地域や学校でできること、県域でできること

<p>ひとり一人の暮らしを見直す</p> <p>・モノの源に思いをさせ、消費行動を見直す</p>	<p>実践行動を支える、広げる、高めあう</p> <p>・地域から人材を発掘し、実践をファシリテートするリーダー人材を育てる</p>	<p>世代を超えて地域から学びあう・課題を解決する</p> <p>・異なる世代をつなぎ、それぞれの地域ならではの持続可能な地域づくりを進める</p>	<p>学びをつなぎ、学校と地域をつなぐ</p> <p>・広く環境学習に取り組む学校や地域等が交流できる機会づくりを進める</p>	<p>滋賀をまるごとつなぐ</p> <p>・多様な主体間の協働・連携に向けて、学習拠点のネットワーク・コーディネート機能を高め、県域でつながり合う</p>
---	---	---	---	--

5. 環境学習の成果の検証等

<p>環境学習推進の成果を測る指標</p>	<p>環境学習の推進の成果指標は、どれだけの人々が持続可能な社会づくりに向けて実践するようになったか、ひいては環境や社会の状態がよくなったかという県民の満足度などを確かめること</p>
<p>環境学習推進に関する計画</p>	<p>環境学習の枠組みである環境総合計画および環境学習推進計画を新たな環境学習の考え方に基づき見直すこと</p>

温暖化対策部会の活動概要

1 平成 24 年度の部会開催状況

年月日	議 事 等	参考資料
平成25年 2 月12日	○滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2010年度（平成22年度））について（報告） ○滋賀県低炭素社会づくり推進計画の実施状況について（平成23年度）（報告） ○滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく事業者行動計画書制度の運用状況について（報告）	資料3-2-1

2 平成 25 年度の部会審議予定

- 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2011 年度（平成 23 年度））について（報告）
- 滋賀県低炭素社会づくり推進計画の実施状況について（平成 24 年度）（報告）
- 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づく事業者行動計画書制度の運用状況について（報告）

※開催時期は平成 25 年 12 月の予定

滋賀県域からの温室効果ガス排出実態 (2010年度(平成22年度))について

2010年度(平成22年度)に滋賀県域から排出された温室効果ガスの状況は、次のとおりです。

1. 温室効果ガス排出量の経年推移

(1) 温室効果ガス排出状況

- 滋賀県域における2010年度の温室効果ガス総排出量は、1,157万t(二酸化炭素換算)であり、**1990年度比13.8%減(185万t減)**、**過去5年('05~'09)平均比6.2%減(76万t減)**となっています。総排出量の内、二酸化炭素が95.4%と大半を占めています。
- 物質別にみると、過去5年平均との比較ではHFCが増加*した一方でPFCは減少し、その他の物質ではほぼ横ばいの排出量となっています。

※ HFC増加は、算定に用いた全国値の増加が影響したと考えられます。

『滋賀県における温室効果ガス総排出量』(単位:万t-CO₂)

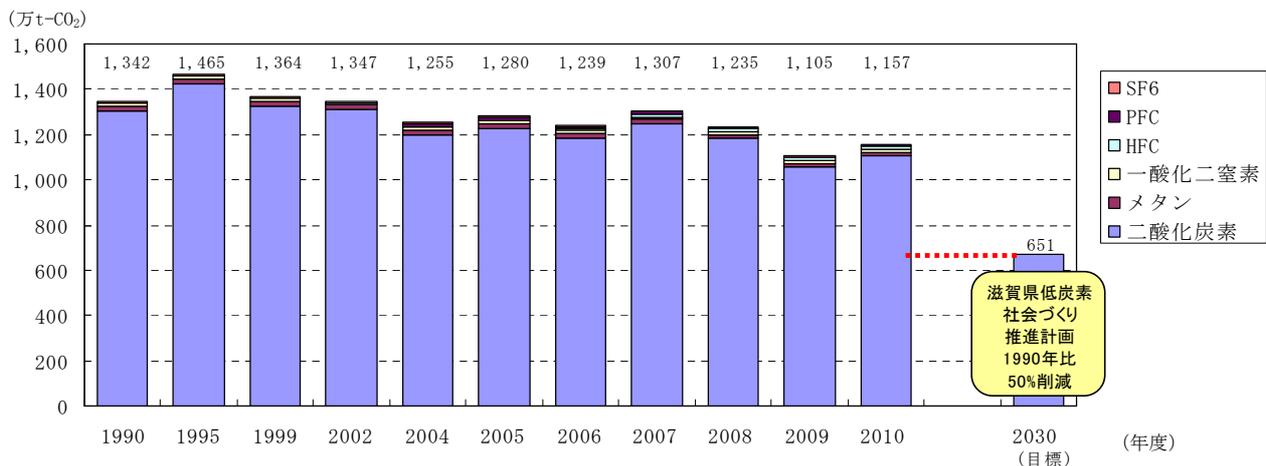
	1990年度	過去5年平均('05~'09)	2010年度	過去値との比較		2009年度	2010年度(係数'09) ⁴⁾
				('90年度比)	(過去5年平均比)		
二酸化炭素	1,305	1,179	1,104	84.6%	93.6%	1,054	1,079
メタン	21	20	20	95.2%	100.0%	20	20
一酸化二窒素	11	10	9	81.8%	90.0%	9	9
HFC ¹⁾	3	11	17	—	—	16	17
PFC ²⁾	0	9	3	—	—	3	3
SF ₆ ³⁾	3	4	4	—	—	3	4
計	1,342	1,233	1,157	86.2%	93.8%	1,105	1,132

※表記上「0」となっている数値は四捨五入の関係上「0」となっており、排出量は存在します。

1) ハイドロフルオロカーボン類、2) パーフルオロカーボン類、3) 六フッ化硫黄

4) 電気の二酸化炭素排出係数を2009年度に固定して算出した場合の2010年度総排出量

『滋賀県における温室効果ガス総排出量の推移と目標』



(2) 二酸化炭素排出状況

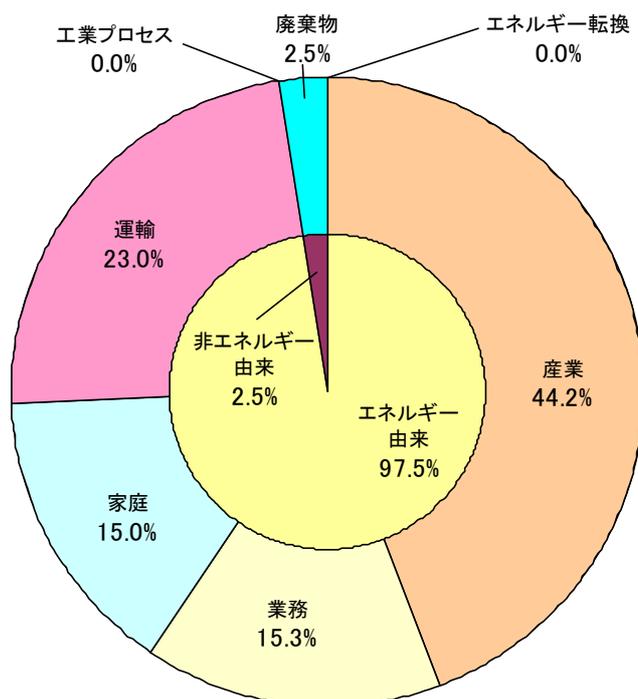
- 滋賀県域における 2010 年度の二酸化炭素排出量は、11,036 千 t であり、**1990 年度比 15.5% 減 (2,018 千 t 減)**、**過去 5 年('05~'09)平均比 6.4% 減 (753 千 t 減)** となっています。
- 二酸化炭素排出量の内訳では、エネルギー由来のものが 97.5%と大半を占めており、2010 年度実績は、1990 年度比 8.9%減 (1,047 千 t 減) となっています。
- 二酸化炭素排出量の総量に占める部門別の割合は、産業部門の 44.2%をはじめとして、運輸 23.0%、業務 15.3%、家庭 15.0%の順となっています。

『滋賀県における部門別二酸化炭素排出量』 (単位：千 t-CO₂)

	1990 年度	過去5年平均 ('05~'09)	2010 年度	過去値との比較	
				('90 年度比)	(過去 5 年平均比)
エネルギー由来 CO₂	11,803	11,509	10,756	91.1%	93.5%
エネルギー転換	0	1	1	—	—
産業	6,564	5,612	4,873	74.2%	86.8%
業務	1,083	1,317	1,691	156.1%	128.4%
家庭	1,259	1,808	1,653	131.3%	91.4%
運輸	2,897	2,771	2,538	87.6%	91.6%
非エネルギー由来 CO₂	1,250	281	280	22.4%	99.6%
工業プロセス	1,149	1	1	—	—
廃棄物	101	280	279	276.2%	99.6%
合計	13,054	11,789	11,036	84.5%	93.6%

※表記上「0」となっている数値は四捨五入の関係上「0」となっており、排出量は存在します。

『滋賀県における部門別二酸化炭素排出割合 (2010 年度)』



2. 部門別の二酸化炭素排出状況の特徴

(1) 産業部門（製造業）

- 2010年度のエネルギー使用量は過去5年平均比7.6%減に対し、二酸化炭素排出量は12.9%減少しています。このことから、エネルギー消費の減少とあわせて電気の二酸化炭素排出係数^{※1}の低減^{※2}により二酸化炭素排出量が減少したと考えられます。

※1 電気の二酸化炭素排出係数は、1 kWhの発電に伴って排出される二酸化炭素の量であり、発電方式の構成割合により毎年変動するものです。

※2 東日本大震災以降の電源構成変動が電気の二酸化炭素排出係数に及ぼす影響は、2011年度より現れます（2010年度：0.311 kg-CO₂/kWh → 2011年度：0.450 kg-CO₂/kWh）。

- 製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量とエネルギー消費は、ともに低減しました。リーマンショック（2008年9月発生）からの景気回復に加え、在庫の放出による出荷額の増加が影響したと考えられます。

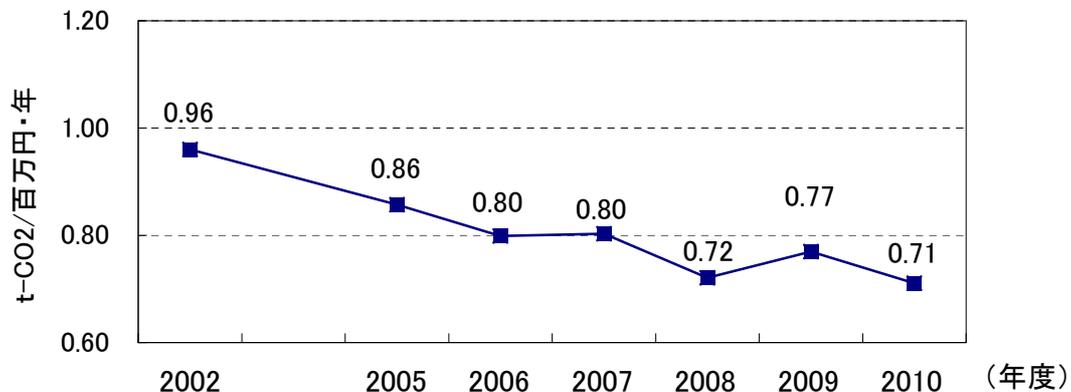
『製造業におけるエネルギー消費と二酸化炭素排出量の経年比較』

	過去5年平均	2010年度	過去値との比較
			(過去5年平均比)
エネルギー使用量: TJ(テラ ^{※1} ジュール ^{※2})	74,770	69,056	92.4%
二酸化炭素排出量: 千 t-CO ₂	5,366	4,674	87.1%

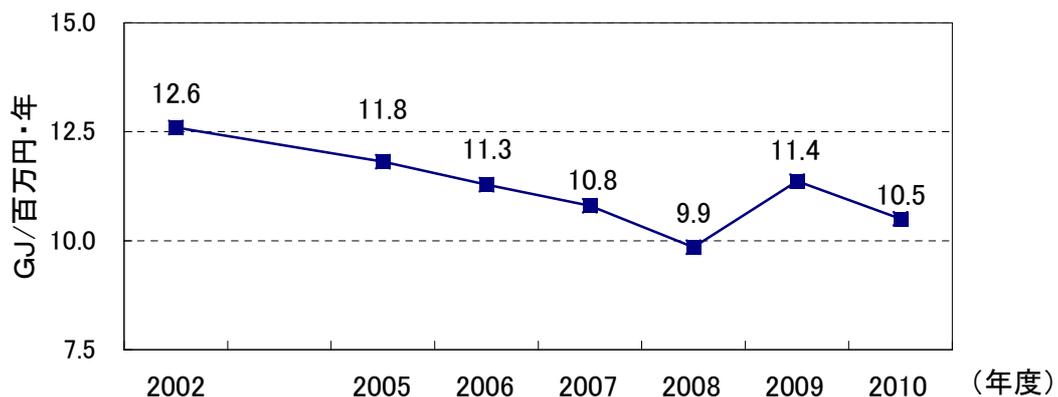
※1 T (テラ) は、基となる単位の1兆倍を意味します。

※2 J (ジュール) は、エネルギー量を表す単位です。

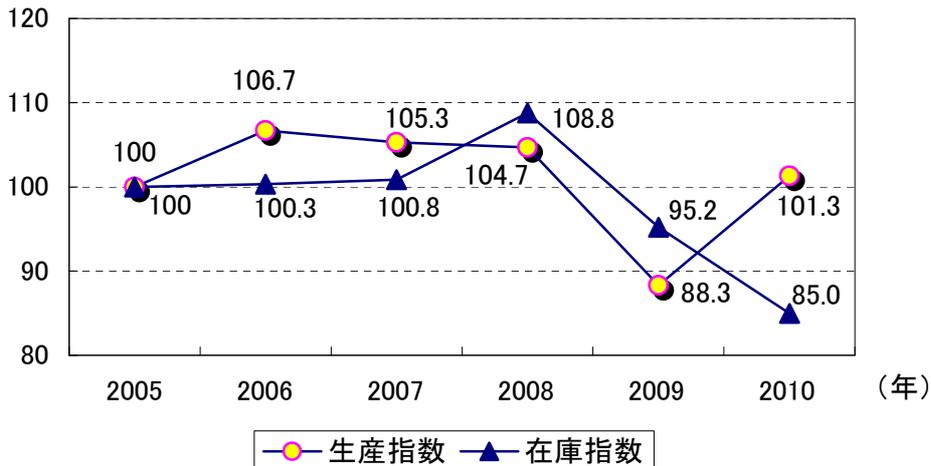
『製造業の製造品出荷額あたりのCO₂排出量』



『製造業の製造品出荷額あたりのエネルギー使用量』



(参考)『滋賀県の鉱工業指数※(生産指数、在庫指数)の経年変化』



(出典)統計課「滋賀県鉱工業指数」(年報)より
 ※2005年(暦年)を「100」とした場合の相対値。

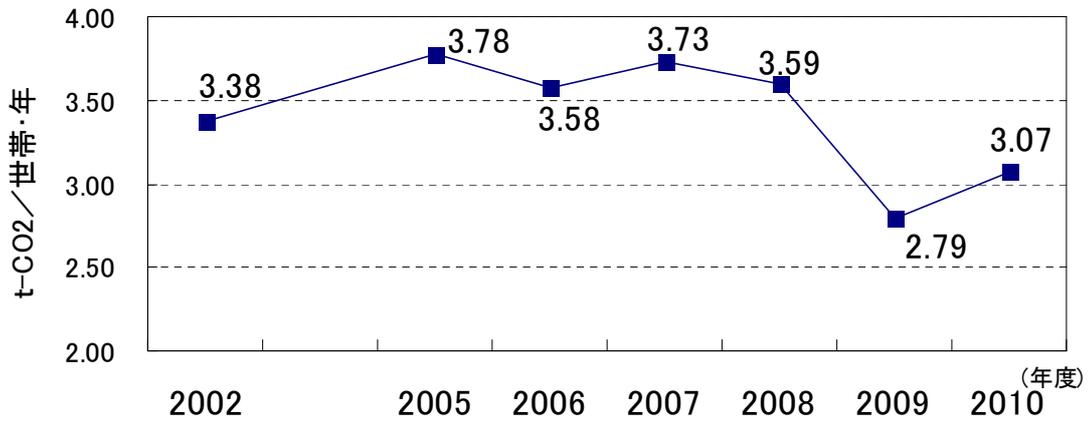
(2) 家庭部門

- 滋賀県の家庭部門からのエネルギー使用量は、2010年度において1990年度比で50.8%の増加でした。このことには、世帯数の増加(約35万世帯→約54万世帯;約53%増)が主に影響していると考えられます。
- 2010年度のエネルギー使用量は、過去5年平均比3.9%減となっています。過去5年平均比では灯油を除いたエネルギー種で増加、1990年度比では電力と都市ガスが顕著に増加しており、都市部の世帯数増加とオール電化世帯数の増加が影響していると考えられます。
- なお、2010年度における1世帯あたりの二酸化炭素排出量は3,071kg、エネルギー使用量は41.4GJ(ギガ※ジュール)であり、ともに2002年度以降では2番目に低い値となっています。
 ※ G(ギガ)は、基となる単位の10億倍を意味します。

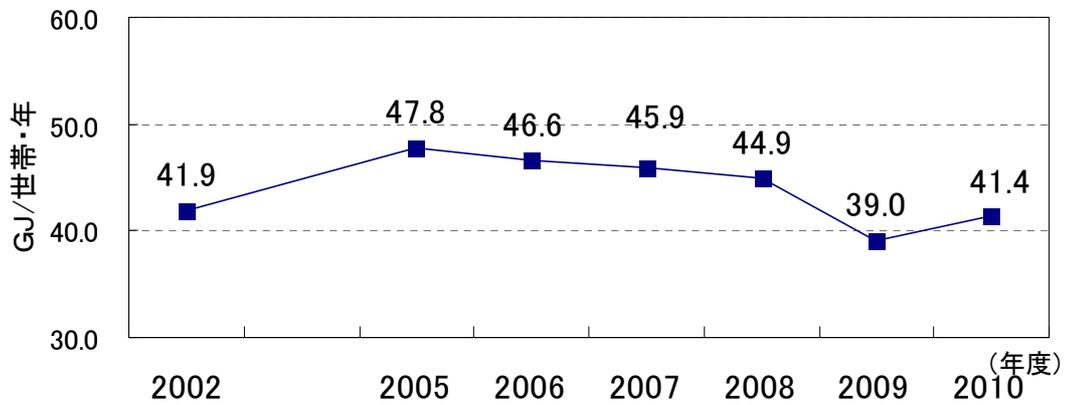
『家庭部門におけるエネルギー消費と二酸化炭素排出量の経年比較』

	1990年度	過去5年平均	2010年度	過去値との比較		世帯当たり	
				('90年度比)	(過去5年平均比)	1990年度	2010年度
エネルギー使用量:TJ	14,788	23,198	22,300	150.8%	96.1%	42.0 GJ	41.4 GJ
灯油	5,422	7,526	6,158	113.6%	81.8%	15.4 GJ	11.4 GJ
電力	5,958	10,961	11,276	189.3%	102.9%	16.9 GJ	20.9 GJ
都市ガス	1,846	2,926	2,969	160.8%	101.5%	5.2 GJ	5.5 GJ
LPG	1,562	1,785	1,897	121.4%	106.3%	4.4 GJ	3.5 GJ
二酸化炭素排出量 :千t-CO ₂ (実績値)	1,259	1,808	1,653	131.3%	91.4%	3,573 kg-CO ₂	3,071 kg-CO ₂
灯油	371	511	418	112.7%	81.8%	1,053 kg-CO ₂	777 kg-CO ₂
電力	702	1,045	974	138.7%	93.2%	1,992 kg-CO ₂	1,809 kg-CO ₂
都市ガス	95	146	149	156.8%	102.1%	270 kg-CO ₂	277 kg-CO ₂
LPG	91	106	112	123.1%	105.7%	258 kg-CO ₂	208 kg-CO ₂

『家庭1世帯あたりのCO₂排出量』



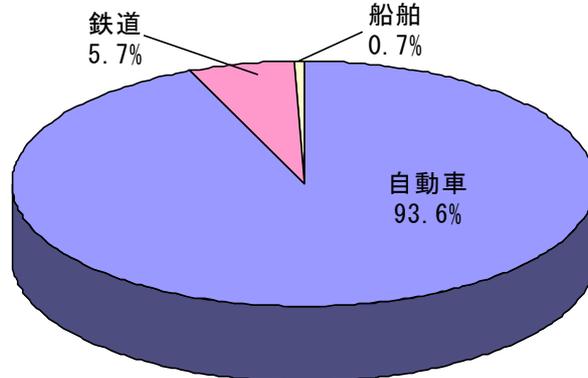
『家庭1世帯あたりのエネルギー使用量』



(3) 運輸部門

- 運輸部門からの二酸化炭素排出量の9割以上が自動車によるものです。
- 自動車におけるエネルギー使用量は、過去5年平均と比較して全体では8.0%減でした。
- なお、低公害車、軽自動車、ハイブリッド車への乗り換えが進んでいると考えられ、今後この効果を注視していく必要があります。

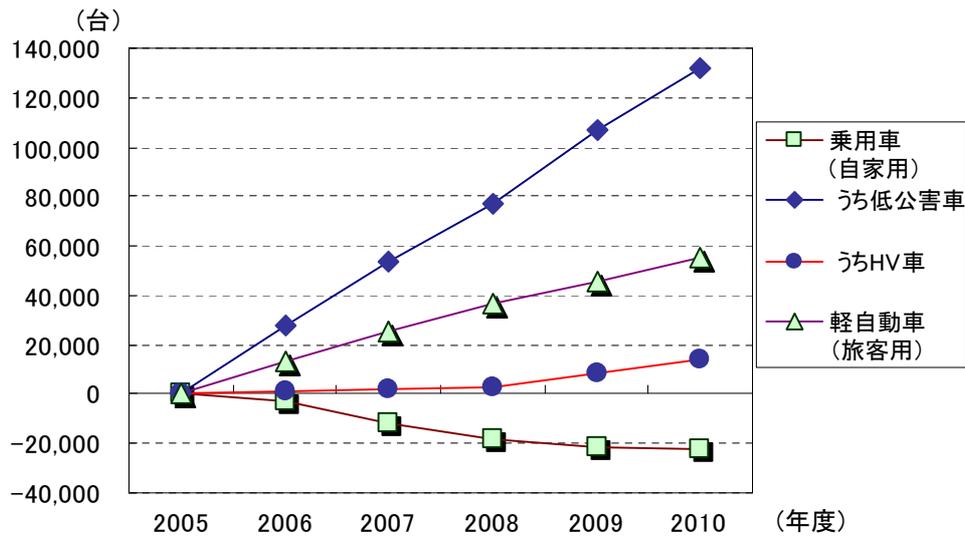
『運輸における二酸化炭素排出量の内訳』



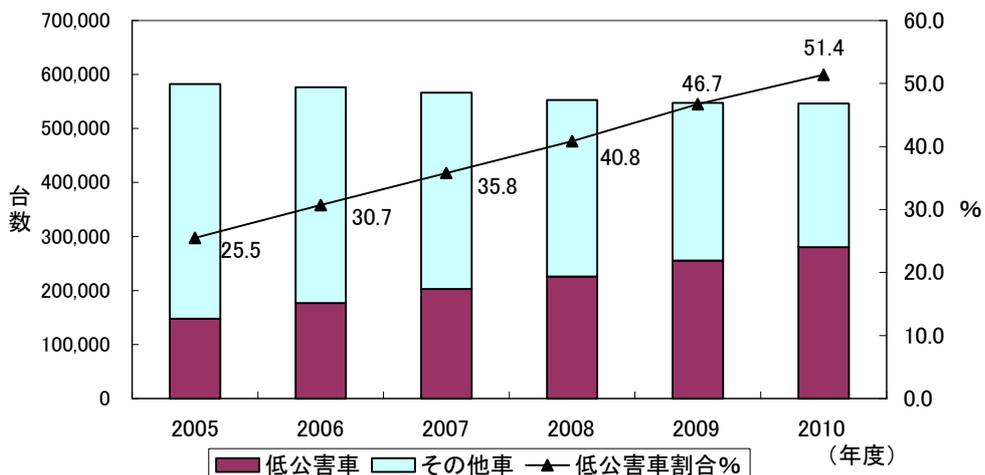
『自動車におけるエネルギー消費と二酸化炭素排出量の経年比較』

		過去5年 平均	2010 年度	過去値との比較 (過去5年平均比)
エネルギー使用量:TJ		38,250	35,194	92.0%
事業 活動 由来	トラック	11,060	10,964	99.1%
	バス	671	948	141.3%
	乗用車(営業用)	1,451	846	58.3%
	軽自動車(貨物用)	2,949	3,120	105.8%
	小計	16,131	15,878	98.4%
生活 由来	乗用車(自家用)	16,969	13,378	80.8%
	乗用車(HV車)		339	
	軽自動車(旅客用)	5,150	5,599	108.7%
	小計	22,119	19,316	87.3%
二酸化炭素排出量:千 t-CO ₂ (実績値)		2,583	2,376	92.0%

(参考) 『乗用車・HV車等(生活由来)の県内保有台数の2005年度からの増減』



(参考) 『低燃費などの低公害車の割合の推移』



3. 算定について

- 算定手法は、前回調査の算定手法※をもとに算定を行いました。

※「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」（平成 19 年 3 月改訂 環境省）、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」（2012 年 4 月 温室効果ガスインベントリオフィス編）および「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル(第 1 版)」（平成 21 年 6 月 環境省）に示す手法

- 電気の二酸化炭素排出係数は、地域の実態により即した数値を使用するという観点から、関西電力株式会社の係数を使用しています。

『温室効果ガスと主な排出源』

6 ガス		地球温暖化係数※	主な排出源
CO ₂	二酸化炭素	1	燃料の燃焼、廃棄物の燃焼、工業プロセスなど
CH ₄	メタン	21	農業、廃棄物、燃料からの漏出、燃料の燃焼、工業プロセスなど
N ₂ O	一酸化二窒素	310	農業、廃棄物、燃料の燃焼、工業プロセスなど
HFC	ハイドロフルオロカーボン類	140~11,700	他のガスの副生、冷媒、発泡剤、エアゾールなど
PFC	パーフルオロカーボン類	6,500~9,200	半導体製造、洗浄など
SF ₆	六フッ化硫黄	23,900	絶縁機器、半導体製造など

※地球温暖化係数とは、温室効果ガスの温室効果の度合いを示す値で、二酸化炭素を 1 としたときの比

『本調査に用いた電気の二酸化炭素排出係数※¹』（単位：kg-CO₂/kWh）

1990 年度	1995 年度	1999 年度	2002 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度※ ²	2009 年度※ ²	2010 年度※ ²
0.424	0.395	0.357	0.357	0.356	0.358	0.338	0.366	0.355	0.294	0.311

※¹ 2004 年度以降は、関西電力の値を用いています。

※² 電気の二酸化炭素排出係数については、2007 年度以降、発電に伴う実際の二酸化炭素排出量を基に算出した「実排出係数」と、京都メカニズム等を活用したクレジット反映後の二酸化炭素排出量を基に算出した「調整後排出係数」について、国が公表しています。本調査においては、県域からの温室効果ガス総排出量の算定に用いることとされた「実排出係数」を用いて算定を行いました。

水・土壌・大気部会の活動概要

1 平成 24 年度の部会開催状況

年月日	議 事 等	参考資料
平成24年 7 月 9 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1,4-ジオキサンに係る排水基準のあり方について（審議） 2. 平成 23 年度公共用水域水質測定結果について（報告） 3. 平成 23 年度大気汚染状況測定結果について（報告） 4. 第 6 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の事業進捗状況について（報告） 5. その他 	資料3-3-1
平成25年 3 月 27 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 25 年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議） 2. 平成 24 年度地下水水質測定結果について（報告） 3. 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子状物質（PM2.5）にかかる注意喚起について ・微小粒子状物質（PM2.5）の監視体制について ・大気環境の常時監視にかかる自動測定局（甲賀局）の移転について ・平成24年度琵琶湖に関する特徴的な現象について 4. その他 	

2 平成 25 年度の部会審議予定

- 7 月 8 日（月）
 - ・ 平成 24 年度公共用水域水質測定結果について（報告）
 - ・ 平成 24 年度大気汚染状況測定結果について（報告）
 - ・ 第 6 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の事業進捗状況について（報告）
- 9 月頃
 - ・ 公共用水域・地下水水質測定計画の見直しについて（審議）
- 3 月
 - ・ 平成 26 年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議）
 - ・ 平成 25 年度地下水水質測定結果について（報告）

1. 経過

昭和61年度に第1期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画を策定して以来、5年ごとに見直しを行っている。平成22年度に第5期計画が期間満了を迎えたことから、これまでの評価を踏まえ、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする第6期計画を策定した。

2. 第5期までの評価

- ① 下水道の普及や環境こだわり農業の推進等により琵琶湖への流入負荷は着実に削減されている。
- ② 湖水中の全窒素、全りんは減少傾向にあり、富栄養化の進行は抑制されている。
- ③ しかし、有機汚濁の指標であるCODは低下していない。
- ④ その要因と考えられる難分解性有機物は、湖内での生産が寄与していると考えられる。

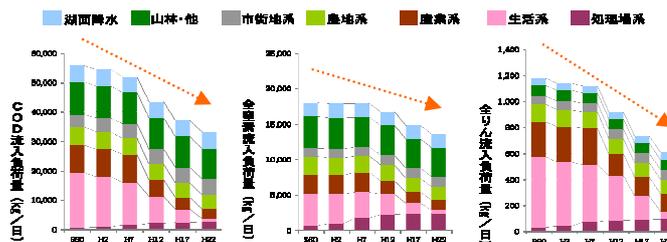
3. 計画期間

平成23年度から平成27年度まで【5年間】

4. 第6期の主要課題と取り組み

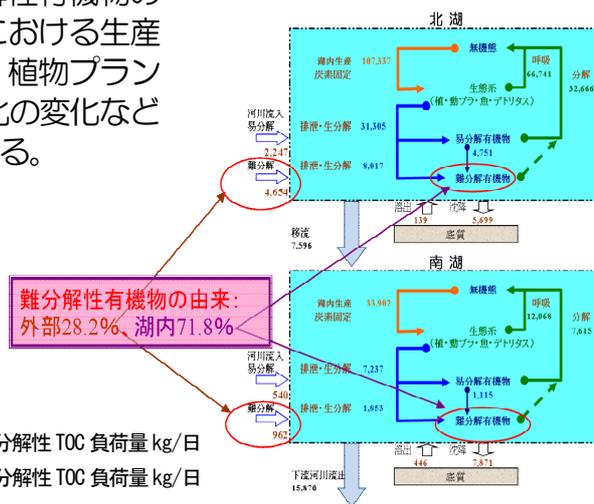
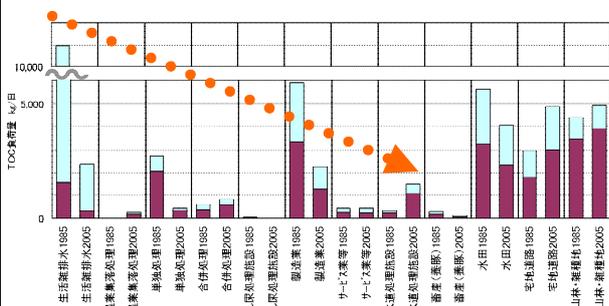
○水質保全対策の継続実施

琵琶湖へのCOD、全窒素および全りんの負荷量が着実に削減されていることから、これまで取り組んできた水質保全対策を継続するとともに、水質モニタリング結果を注視する。



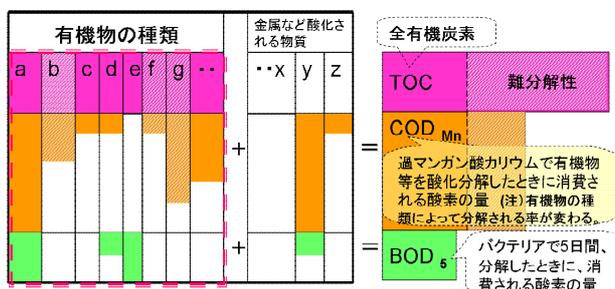
○湖内における生産の実態把握

CODが低下しない要因と考えられる難分解性有機物の流入負荷量は増加していないことから、湖内における生産によるものが寄与していると考えられるため、植物プランクトン群集組成の変化や透明度の上昇、N/P比の変化などが水質に与える影響について、実態把握に努める。



○新たな有機物指標による評価

湖内における有機物の適正な管理を行うためには、有機物そのものを精度よく測定できるTOCなどの新たな指標による評価も併せて行う。

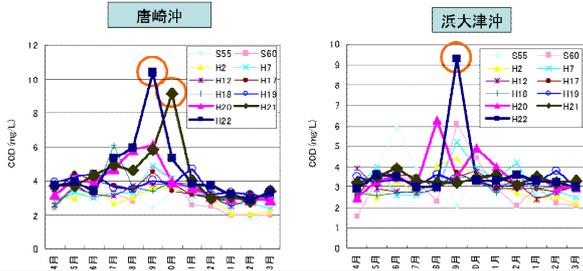


○南湖における水草異常繁茂対策の実施

南湖の湖辺部では、水草の異常繁茂により、湖流の滞留や水草の枯死体による湖底の泥質化の促進など水質への影響が懸念されてきているため、水草の刈り取り等による湖流の回復等を図る。

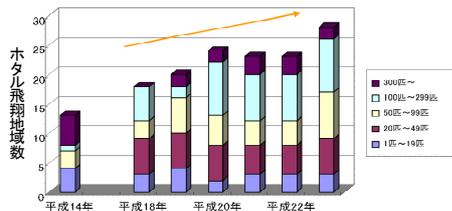


南湖の水草繁茂状況平成23年7月24日撮影



○赤野井湾における水質改善

ホタルの飛翔地域数の増加など、流域のあるべき姿に近づいている項目もあるが、湾内の水質改善に至っていないため、引き続き流出水対策推進計画に基づく対策を推進する。



5. 水質目標値

水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間内に達成すべき目標として、COD、全窒素、全りんについて、「琵琶湖流域水物質循環モデル」によるシミュレーション結果を踏まえ、目標値を定めている。

(mg/l)

項目			現状 (平成22年度)	平成27年度	
				対策を講じない場合	対策を講じた場合
COD	75%値	北湖	2.9	3.0	2.9
		南湖	5.0	5.8	5.0
	(参考)平均値	北湖	2.6	2.6	2.6
		南湖	3.6	3.9	3.6
全窒素	年平均值				
		北湖	0.25	0.24	0.24
		南湖	0.28	0.28	0.26
全りん	年平均值	南湖	0.016	0.018	0.016

※北湖の全りんは、環境基準を満たしているため目標値を設定していない。

廃棄物部会の活動概要

1 平成 2 4 年度の部会開催状況

年月日	議 事 等	参考資料
平成24年 6 月 6 日	○旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業計画について ○平成 2 2 年度廃棄物の処理実績について	
平成24年10月29日	○旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業計画について	
平成24年11月26日	○旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業計画について	資料3-4-1
平成25年 3 月 27 日	○第三次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について（報告事項） ○旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画について（報告事項）	

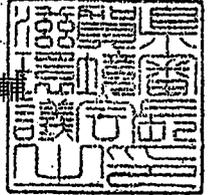
2 平成 2 5 年度の部会審議予定

現在のところ未定

滋 環 審 第 23 号
平成 24 年(2012 年)12 月 10 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀県環境審議会 会長 森澤 眞輔



旧 R D 最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画 (変更案)
に対する意見について

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第四条第 4 項の規定に基づき、平成 24 年(2012 年)10 月 29 日に廃棄物部会に提案のあった標記実施計画(変更案)について、別添のとおり意見をとりまとめましたので報告します。

つきましては、標記実施計画に基づく対策工事が本意見を踏まえて進められ、R D 最終処分場問題が一日も早く解決することを期待します。

旧RD最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画（変更案）に対する
滋賀県環境審議会廃棄物部会の意見

実施計画案については妥当である。

なお、次の意見について配慮するよう申し添える。

- (1) 工事中や工事後の周辺環境への影響をできる限り低減する対策を講じるとともに、効果確認のモニタリングや評価を行うこと。
なお、周辺環境への影響やモニタリング結果について周辺住民等に説明し協議する組織をつくるなど、リスクコミュニケーションに努めること。
- (2) 将来にわたって安心できるよう、現地の状況を十分把握し、硫化水素ガス対策や底面遮水等について確実な施工を行うこと。
- (3) 廃棄物の選別や汚染判定分析にあたっては、埋め戻し物の安全確保に十分配慮すること。
- (4) 事業経費内訳や工事執行状況等の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすこと。
- (5) 対策工事の進捗状況やモニタリングの状況等を定期的に当部会に報告すること。

環境審議会自然環境部会の活動概要

1 平成 24 年度の部会開催状況

年月日	議 事 等	参考資料
平成24年 7 月24日	○小谷山西池鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問） ○指定希少野生動植物種の追加指定について（諮問）	資料3-5- 1
平成24年 8 月31日	○滋賀県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の策定について（諮問） ○第 1 1 次鳥獣保護事業計画の変更について（諮問） ○琵琶湖国定公園に関する公園事業の変更について（諮問）	
平成24年12月 5 日	○滋賀県カワウ特定鳥獣保護管理計画（第 2 次）の策定について（諮問） ○第 1 1 次鳥獣保護事業計画の変更について（諮問） ○指定外来種の追加指定について（諮問） ○ 生息・生育地保護区の指定について（諮問）	資料3-5- 1

2 平成 25 年度の部会審議予定

- 県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（平成 25 年 7 月）
- 指定外来種の追加指定について（平成 25 年 12 月）
- 生物多様性地域戦略の策定について（平成 25 年 7 月、12 月、平成 26 年 2 月）

1. 指定外来種の追加指定・・・合計 2 種

分類群 (選定種数)	和名 (科名)	滋賀県外来種リスト カテゴリー	概要	写真
甲殻類 (2 種)	フロリダマミズヨコエビ (マミスヨコエビ科)	特定外来種 A 類	水槽で栽培されていた水草とともに野外に捨てられ、野生化した可能性が高い。琵琶湖の固有種ナリタヨコエビへの影響が懸念される。	
	外来のカワリヌマエビ属 (ヌマエビ科)	特定外来種 A 類	水槽や池で餌として飼育されていたり、栽培されていた水草に付着していたものが野外に捨てられ、野生化した可能性が高い。在来のヌマエビなど、在来種への影響が懸念される。	

(注) 特定外来種 A 類・・・本県に強い影響等があり、本県に定着している外来種

2. 指定希少野生動植物種の追加指定・・・合計 9 種

分類群 (選定種数)	和名 (科名)	レッドデータブック カテゴリー	概要	写真
植物 (5 種)	ハマエンドウ (マメ科)	絶滅危惧種	海に接していない本県に海浜性の本種が生育し、琵琶湖岸の砂地に生育地が局限している。	
	カザグルマ (キンボウゲ科)	絶滅危惧種	里山に生育地が局限している。園芸目的で乱獲されて、危機的状况にある。さらに、中国原産の園芸植物である近縁のテッセンが移出して、交雑の生じる恐れがある。	
	リュウキンカ (キンボウゲ科)	絶滅危惧種	園芸植物として盗掘され、個体数が激減しており、絶滅が危惧される。	
	ヒナラン (ラン科)	絶滅危惧種	山地の湿った岩場に生育地・生育環境が局限している。乱獲によって個体数が激減しており、危機的状况にある。	
	ミズチドリ (ラン科)	絶滅危惧種	山地の湿原沢地に局限している。園芸目的の盗掘によって個体数が危機的状况にある。	
地衣類 (1 種)	ドロガワサルオガセ (ウメノキゴケ科)	絶滅危惧増大種	本種は、日本特産種で、現在、確実に生育することが確認されているのは、滋賀県(醒ヶ井)と高野山だけである。極めて貴重な希種である。	
鳥類 (3 種)	ヨシゴイ (サギ科)	絶滅危惧種	もともと個体数は少ない上に、近年、既知の繁殖地の多くが消滅し、繁殖個体群が危機的状况に陥っている。	
	コミミズク (フクロウ科)	絶滅危惧種	もともと個体数が少ない猛禽類で、生息地が限られている上に、近年個体数が危機的水準にまで激減している。	
	ヤマセミ (カワセミ科)	絶滅危惧種	もともと個体数は少ないが、近年、本種がつかいで周年生息する水域が著しく減少し、繁殖個体群の存続が危ぶまれる。	

温泉部会の活動概要

1 平成24年度の部会開催状況

年月日		議 事 等	参考資料
平成24年 7月31日	現地調査	<諮問>温泉増掘許可申請について(1件) ○温泉増掘場所での現地調査 (源泉および関係施設の状況等を確認)	
9月6日	部会	○温泉増掘許可申請について審議 (地盤沈下の可能性、工事施工の安全性等について審議) ○許可相当と答申	
平成25年 2月1日	現地調査	<諮問>温泉掘削許可申請について(2件) ○温泉掘削場所での現地調査 (敷地境界からの距離、排水経路等を確認)	
3月1日	部会	○温泉掘削許可申請について審議 (周辺環境への影響等について審議) ○2件とも許可相当と答申	

2 平成25年度の部会審議予定

平成25年度第1回

現地調査

8月上旬

部会

8月下旬

平成25年度第2回

現地調査

2月上旬

部会

2月下旬

琵琶湖総合保全部会の活動概要

1 平成 2 4 年度の部会開催状況

年月日	議 事 等	参考資料
平成25年 2 月27日	○マザーレイク 2 1 計画各種指標の状況について ○マザーレイク 2 1 計画重点プロジェクトの実施状況について ○平成 2 4 年度の琵琶湖に関する特徴的な現象について ○今後の進め方について	資料3-7-1

2 平成 2 5 年度の部会審議予定

- マザーレイク 2 1 計画の推進状況について（平成 2 5 年 1 2 月頃開催予定）

今後の進め方について

資料3-7-1

平成24年度

平成25年度以降

9月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

Do

Check

Action・Plan

9/16

マザーレイクフォーラムびわこ会議

2/8

第1回マザーレイク21計画 学術フォーラム

2/27

滋賀県環境審議会 琵琶湖総合保全部会

前年度の事業の進捗、各種指標の整理
(とりまとめ)

滋賀県環境審議会 水・大気・土壌部会など
(例えば公共用水域水質測定結果など個別の
テーマについて分野ごとの部会に報告審
議)

マザーレイク21計画学術フォーラム
(専門家による学術的見地からの整理解析)

マザーレイクフォーラムびわこ会議
(多様な主体の交流による評価・提言)

滋賀県環境審議会 琵琶湖総合保全部会
(学術フォーラム、びわこ会議での
評価・提言を踏まえ県の施策にどのように
反映すべきか審議)

評価・提言を来年度予算へ反映